

第22章 船舶及び重機等の燃料タンクへの給油に関する基準

第1 船舶への危険物の供給について

1 船舶の燃料タンクへの給油

(1)船舶の燃料タンクへの給油は、原則船舶給油取扱所で行なうこと。

なお、給油タンク車による船舶給油取扱所からの給油は、認められているが、それ以外の移動タンク貯蔵所及びミニローリーからの給油は認められない。

ただし、引火点40℃以上の液体の危険物を、注入ホースの先端に手動開閉装置を備えた注入ノズルにより行う場合において、ミニローリーからのみ認める。なお、船舶の燃料タンクは大きいものも多くあり、移動タンク貯蔵所からの給油は、指定数量以上となる可能性があるため認められない。(H1危52、R1.8.6萩照会報告書)

(2)船舶の燃料タンク以外への危険物の供給(例:タンカー及びタンク船等のタンク)は、給油行為にはあらず、給油取扱所からは認められないので、一般取扱所から行なう必要がある。

2 船舶給油取扱所のタンク(危険物規則第26条の2第2項)

(1) タンクについては、危険物令第17条第1項第7号(ただし書きを除く。)を適用し、地下貯蔵タンク以外は、屋外タンクは屋外タンク貯蔵所、屋内タンクは屋内タンク貯蔵所として許可を受けること。

なお、簡易貯蔵タンクの設置は認められない。

(2) 船舶給油取扱所においては、危険物令第17条第1項第19号の規定は適用しないこととなっているが、隣接建築物がある場合には、塀等を設けること。

3 船舶給油取扱所の給油空地(危険物規則第26条の2第3項第1号の2)

(1) 船舶給油取扱所の給油空地の範囲は、係留した船舶に給油する場合にあっては、岸壁上若しくは栈橋(陸上部分に限る。)上の給油操作に必要なスペース、船舶を陸揚げして給油を行う場合にあっては、当該給油操作に必要なスペース、また、給油タンク車を使用して給油する場合にあっては、当該給油タンク車をはみ出さず、安全かつ円滑に給油作業を行える空

地をいうものであること。

(2) 給油空地はその範囲を明示すること。

4 船舶給油取扱所の油流出防止措置(危険物規則第26条の2第3項第3号)

危険物規則第26条の2第3項第3号ただし書きの「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該船舶給油取扱所に油流出防止に必要な土のう、油吸着材等及びオイルフェンスを有効に保有していることをいうものであること。

5 船舶給油取扱所の形態(危険物規則第26条の2第3項第4号、第5号、第6号)

船舶給油取扱所の形態は次の3つに類型化される。

(1) 給油設備が固定給油設備である船舶給油取扱所 船舶給油取扱所の固定給油設備には、専用タンクの配管のほかに地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の配管を接続することができること。

(2) 給油設備が給油配管等である船舶給油取扱所 なお、(1)との差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものであり、(1)の場合はポンプ機器を給油取扱所に設置しているもの、(2)の場合はポンプ機器が他の許可施設の附属ポンプであるものをいう。

(3) 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所

給油タンク車の技術基準は、移動タンク貯蔵所の技術基準(危険物令第15条第1項のうち第15号を除く各号)に適合しているとともに、危険物規則第24条の6の技術基準に適合しているものであること。

6 流出油回収等応急措置(危険物規則第26条の2第3項第3号の2)

(1) 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずる設備は、陸上給油のみを行う場合は、油吸着剤とし、また、海上給油を行う場合は、油吸着剤及びオイルフェンスとし、油吸着剤を保有する量は次の表のとおりとすること。また、オイルフェンスの長さは、給油する船舶を十分に囲える長さとする。

油吸着材保有量 専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の保有量
タンク容量30KL未満	0.3Kℓ以上
タンク容量30KL以上1,000KL未満	1Kℓ以上
タンク容量1,000KL以上	30Kℓ以上

※油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第52号(昭和59年2月1日)に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。(H20危264)

(2) 4の油流出防止措置の設備と、6の流出油回収等応急措置の設備を兼用することは差し支えない。

7 給油タンク車の転落防止措置等(危険物規則第26条の2第3項第6号、危険物規則第40条の3の8第3号)

この措置としては、給油タンク車の給油ホースに設けられる安全継手が離脱する引張力より強い引張力に耐えられるもので、給油タンク車の車輪の高さ程度の柵等が該当するものとする。さらに、給油作業を行う際は、当該給油タンク車のいずれかの車輪の前後に車止めを施すこと。

第2 重機等への給油について

基本的に自動車等への給油を行うには、給油取扱所においてのみ行えるとされているが、実際の問題として、重機等を給油の都度移動させることは困難であると考えられる。

よって、漏れた際の措置がなされ、かつ手動開閉装置ノズルによる燃料の供給がされる場合に限って、工事現場において移動タンク貯蔵所及びミニローリーから土木用重機への燃料の供給を認める。

指導の根拠は以下のとおりである。

1 自動車等(土木建設用重機等含む)への給油は、原則給油取扱所(ガソリンスタンド)において行うこと。(S57危56)

→昭和57年5月7日消防危第56号「土木建設重機等への給油について」

- ・自動車等には土木建設重機が含まれる。
- ・工事現場の自動車等への給油は、固定給油設備を設置し、給油するよう指導すること。
- ・移動タンク貯蔵所及び指定数量未満のミニローリーからの給油は認められない。

2 ナンバープレートがない(公道を走行出来ない)土木建設用重機等への燃料供給は、例外として、工事現場においては、移動タンク貯蔵所(ローリー)及び指定数量未満のタンクを固定したタンク(ミニローリー)から行なうことが出来る。

3 ローリー及びミニローリーからの燃料供給は、引火点40℃以上の危険物(軽油等)で、同一場所において指定数量未満(軽油であれば1,000ℓ)までの数量とし、手動開閉装置を備えたノズル(ノズルから手を離しても開放状態で固定できるものを除く)からのみ行うことが出来る。

(H1危52、S48予146)

→平成元年6月5日消防危第52号「移動タンク貯蔵所等に係る給油行為等について」

- ・移動タンク貯蔵所及び指定数量未満のミニローリーから、引火点40℃以上の危険物を同一場所において指定数量未満、手動開閉装置を備えた注油ノズルにより供給することは可能である。

(指定数量以上となる場合は、給油取扱所の開設が必要となる。)

→昭和48年11月16日消防予第146号「土木建設重機等への給油について」

- ・工事現場において特例として、給油専用のタンク車による仮設の給油取扱所(許可等必要)の設置は可能。

4 ドラム缶(200ℓ)から土木建設用重機等への手動ポンプによる燃料供給は可能。

ただし、指定数量の5分の1以上(軽油であれば、200ℓ)指定数量未満の場合には、萩市火災予防条例による届出が必要となる。

5 漏洩した際の応急措置として、オイル吸着マット等を用意すること。

6 ダンプ、トラック等の車両で公道を走行できるものの給油は、給油取扱所(ガソリンスタンド)で行うこと。

萩市消防管内の工事現場における燃料供給のイメージ

手を離しても開放された状態とならない手動開閉装置つきノズルのある移動タンク貯蔵所(ローリー)及び指定数量未満のタンク(ミニローリー)から燃料供給できる土木建設用重機等



手を離しても開放された状態とならない手動開閉装置つきノズル



キャタビラー等の道路走行する想定でないもの



タイヤがついたものでも、ナンバープレートのないもの



発電機等



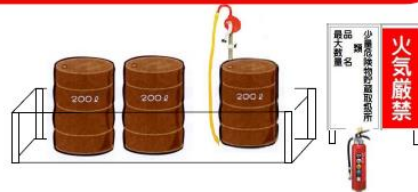
ガソリンスタンドにおいて給油を行うもの



ナンバープレートがついており、道路走行できるもの

○工事現場等で燃料供給する場合の共通遵守事項

- ・漏れた際の応急措置として、油吸着マット・吸着剤等を用意しておく
- ・初期消火用消火器を用意しておく



ドラム缶からの燃料供給はすべてにおいて可能
ただし、火災予防条例の定めにより、届出が必要
数量(軽油1,000ℓ以上、ドラム5本)によっては、許可が必要